

## 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保のための取組について

平素は労働行政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、政府では、誰もが生きがいを持って能力を最大限に発揮できる社会を目指し働き方改革に取り組んでおり、平成30年7月6日に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「改正法」という。）が公布されました。

改正法のうち、「雇用形態に関わらない公正な処遇の確保」については同一企業内における「正規」と「非正規」との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な働き方を選択できるようにすることを内容としており、現行の「パートタイム労働法」の対象者に有期雇用労働者を加えて、「パートタイム・有期雇用労働法」に改め、令和2年4月1日から（中小企業については令和3年4月1日から）施行されることとなっております。

岡山労働局では、企業において「パートタイム・有期雇用労働法」に対応するための取組が推進されるよう、説明会の開催等あらゆる機会を通じて周知・啓発を行うこととしております。

貴社におかれましては、パートタイム労働者、有期雇用労働者（以下「パートタイム労働者等」）の公正な待遇の確保のための取組をお進めいただいているところとは存じますが、今一度パートタイム労働者等の雇用管理の状況を点検・確認いただき、パートタイム労働者等が適切な待遇や公正な評価に納得し能力を発揮しやすい魅力ある職場づくりに向けて積極的な御対応をいただきますようお願い申し上げます。

令和元年9月

岡山労働局長  
谷中善典